

令和3年度 第1回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和3年8月5日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正について

- ① 茨城県国民健康保険運営方針の一部改正
- ② 子どもに係る国民健康保険税均等割の軽減
- ③ 令和3年度国民健康保険事業費納付金と標準保険料
- ④ 国民健康保険賦課方式及び税率改正スケジュール
- ⑤ 税率改正及び子どもの均等割軽減（案）
- ⑥ モデルケースによる税率シミュレーション

4 その他

5 閉 会

龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正について

① 茨城県国民健康保険運営方針の一部改正

平成29年に制定された「茨城県国民健康保険運営方針」の一部が、令和2年10月に一部改正され、各市町村における国民健康保険料（税）の賦課方式について、令和4年度から2方式（所得割・均等割）に統一を目指す方針が示されました。

【茨城県国民健康保険運営方針（一部抜粋）】

第3 本県における取組の方針

2 市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

(3) 保険料の水準の統一に向けた検討

将来的な県内の保険料水準の統一については、県内統一的な方針である本運営方針に基づき保健事業などの取組を推進することにより、各市町村の医療費水準や保険料水準の標準化を図りつつ、その状況等を勘案しながら、引き続き検討を進めるものとする。

なお、各市町村における国保料（税）の算定方式については、2方式（所得割・均等割）とし、令和4年度からの統一を目指す。

■現時点での首長の方針

R3. 5月末時点（県調べ）

項目	市町村数	市町村名
令和4年度2方式へ移行の方針	32	水戸市、結城市、常総市、高萩市、北茨城市、取手市、茨城町、 東海村 、常陸大宮市、大子町、鹿嶋市、神栖市、潮来市、美浦村、阿見町、牛久市、河内町、八千代町、五霞町、守谷市、利根町、つくば市、ひたちなか市、城里町、稲敷市、坂東市、かすみがうら市、行方市、桜川市、つくばみらい市、笠間市、小美玉市
令和4年度2方式への移行については未決定	7	日立市、土浦市、石岡市、大洗町、那珂市、境町、鉾田市
その他	6	古河市、 龍ヶ崎市 、下妻市、常陸太田市、 東海村 、筑西市 ○検討中 ○令和4年度2方式への移行を前提とするが、国保運協を通じて方向性を含め検討 ○概ね了承を得ているが、R3. 7月以降に最終的な判断を行う予定 ○首長の変更に伴い再確認が必要 ○R3ベースの試算結果を基に最終決定予定 ○説明をしていない

※下線市町村にて重複回答あり

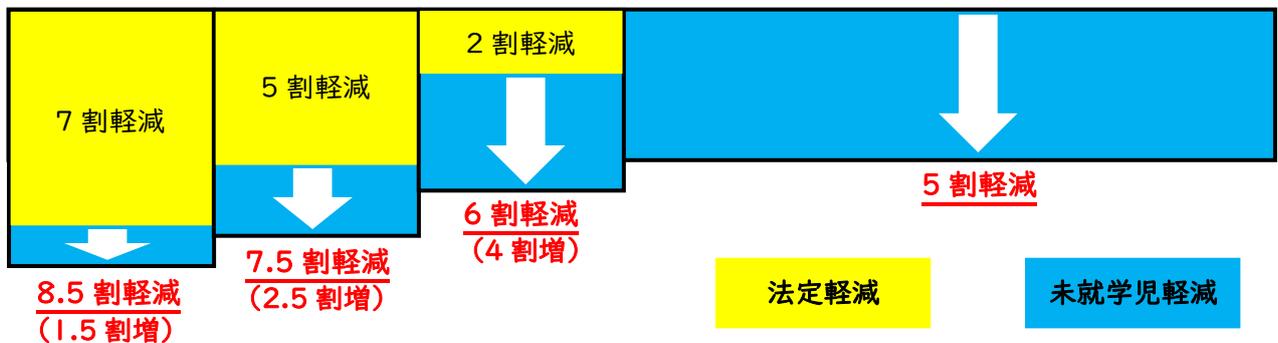
② 子どもに係る国民健康税均等割の軽減

国は、少子化対策の一環として、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険料（税）の均等割について、子ども（未就学児）を対象に5割軽減する制度を令和4年度から導入することを決定しました。

■国の軽減方針

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
- 均等割を5割軽減とする（法定軽減後）。
- 所得制限は設けない。
- 軽減分の負担割合は、国が2分の1，都道府県が4分の1，市町村が4分の1とする。
- 施行時期は、令和4年度からとする。

■均等割軽減のイメージ



■龍ヶ崎市の公金負担額（令和2年度本算定ベース）

- 未就学児の均等割総額（法定軽減後）：約8,000,000円（約400人）
- ⇒国負担額：8,000,000円×5割×1/2 = 2,000,000円
- ⇒県負担額：8,000,000円×5割×1/4 = 1,000,000円
- ⇒市負担額：8,000,000円×5割×1/4 = 1,000,000円

■子どもの均等割軽減の対象（年齢・割合など）拡充

現在、「茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、将来的に県内の保険料水準の統一を目指しており、子どもの均等割軽減の拡充（県内統一）について、県の方向性（考え方）を伺いました。

【県の回答】

市町村により保険料（税）率，子どもの数や世帯の年齢構成等の状況が異なるため，各市町村が実情に合わせて決定していただきたい。現時点では，県内統一の拡充については考えていない。



龍ヶ崎市独自の均等割軽減の拡充を行った場合，増額した分は全て市の負担となります。

③ 令和3年度国民健康保険事業費納付金と標準保険料

【参考資料1】

■国民健康保険事業費納付金

市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村ごとの医療水準と所得水準を考慮し、県が市町村ごとの納付金を算定し、市町村が県に納めるものです。

■必要保険料総額

当該年度の国民健康保険事業費納付金を、当該年度に賦課する保険料（税）と法定公費（保険基盤安定繰入金・特別調整交付金など）で賄うと仮定し算出します。

ただし、前年度からの繰越金や滞納繰越分の保険料収入、基金活用額などを見込んでいないため、実際に被保険者が当該年度に納める保険料（税）とは異なる理論上の値です。

■標準保険料率

必要保険料総額から保険料率に換算したもので、茨城県では、市町村間の比較の容易さと一覧性を考慮し、全市町村2方式（所得割・均等割）で算出しています。

市町村の現行保険料（税）率と比較しやすいように、市町村の賦課方式に合わせた標準保険料率も同時に算出しています。

■令和3年度標準保険料（県算定）と龍ヶ崎市の現行税率の比較

		標準保険料率	現行保険税率	比較
医療給付費分	所得割	4.76%	5.80%	▲1.04%
	資産割	14.43%	18.40%	▲3.97%
	均等割	12,409円	19,800円	▲7,391円
	平等割	11,716円	19,800円	▲8,084円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.92%	2.14%	+0.78%
	資産割	6.26%	4.70%	+1.56%
	均等割	6,241円	6,000円	+241円
	平等割	6,448円	6,600円	▲152円
介護納付金分	所得割	2.39%	1.40%	+0.99%
	均等割	14,764円	11,400円	+3,364円

標準保険料率の算定に用いる所得額は、普通調整交付金の算定に用いた所得額のため、各市町村が実際に保険税の算定に用いる所得額より高めに算定される傾向があり、標準保険料率どおり賦課・徴収を行った場合、当該年度の国民健康保険事業に必要な保険税が確保できない場合があります。

そのため、龍ヶ崎市では、保険者数や所得状況、収納率などの実情を反映し、令和3年度の保険税率については、標準保険料率より高く設定しております。

しかしながら、令和4年度の税率改正にあたりましては、昨年度までの国民健康保険事業の運営状況を踏まえ、委員皆様のご意見を伺いながら適正な保険税率を検討してまいります。

④ 国民健康保険賦課方式及び税率改正スケジュール

■スケジュール

実施日	予定
令和3年8月5日	<p>第1回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会</p> <p>(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ①茨城県国民健康保険運営方針の一部改正 ②子どもに係る国民健康保険税均等割の軽減 ③令和3年度国民健康保険事業費納付金と標準保険料 ④国民健康保険賦課方式及び税率改正スケジュール ⑤税率改正及び子どもの均等割軽減(案) ⑥モデルケースによる税率シミュレーション
9月中旬	<p>税率改正に伴う国保連合会・茨城県からの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料(税)適正算定マニュアル(試算システム)の個別操作支援 ○税率改正に関するアドバイザーの派遣 など
10月中旬	<p>第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会</p> <p>(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ①税率シミュレーション(R3本算定ベース) ②その他
12月下旬	<p>第3回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会</p> <p>(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険税の賦課方式及び税率改正案(賦課方式・税率案決定) ⇒令和4年度国民健康保険事業費納付金の金額によっては変更する場合あり。 ②その他
令和4年1月中旬	令和4年度国民健康保険事業費納付金決定
1月下旬	市長説明(龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率案決定)
2月上旬	<p>第4回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会</p> <p>(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p>
3月上旬	令和4年第1回定例会(議案上程)

⑤ 税率改正及び子どもの均等割軽減（案）

■国民健康保険事業費納付金の今後の見込額

税率改正するうえで、県へ納付する「国民健康保険事業費納付金」の金額が重要となるため、県へ今後の「国民健康保険事業費納付金」の見込額を伺いました。

【県の回答】

平成30年度以降、納付金総額は右肩下がりとなっていますが、令和3年度の減少幅が縮小していることから、今後の傾向は、横ばい又は少額の減少と考えられます。



【龍ヶ崎市の見込額】

平成30年度から交付されている「激変緩和措置額」は、毎年減少するなど、令和4年度以降の納付金総額については、不透明な状況が続くことが予想されるため、しばらくは令和3年度と同額になると仮定し、2方針での税率を改正いたします。

年度	国民健康保険事業費納付金				前年度比
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	計	
H30	1,656,423,655	522,830,578	173,216,903	2,352,471,136	—
R1	1,406,411,830	516,170,794	174,995,785	2,097,578,409	▲254,892,727
R2	1,106,130,127	502,578,314	174,418,977	1,783,127,418	▲314,450,991
R3	1,032,025,660	503,676,465	159,694,070	1,695,396,195	▲87,731,223
R4	1,032,025,660	503,676,465	159,694,070	1,695,396,195	0

■税率改正（案）

令和3年度の標準保険料率をベースに、令和2年度までの国民健康保険事業特別会計決算額及び令和3年度当初予算額を踏まえ、国民健康保険運営協議会委員の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。

○令和3年度標準保険料率

		標準保険料率
医療給付費分	所得割	4.41%
	均等割	25,900円
後期高齢者支援金分	所得割	2.54%
	均等割	14,600円
介護納付金分	所得割	2.27%
	均等割	16,600円

■龍ヶ崎市独自の子どもの均等割軽減（案）

多子世帯の負担軽減のため、18歳以下（令和2年度：約1,600人）の子どもの均等割を「全額軽減」とすることを考えております。

○18歳以下の均等割総額（法定軽減後）：約30,000,000円（令和2年度）

⇒市負担額：30,000,000円－3,000,000円（※）＝27,000,000円

※未就学児の均等割軽減の国・県の負担額。

【注意】

賦課方式を2方式にした場合、均等割は現行保険税率より確実に増額になるため、2方式改正後の市負担額は上記額よりも増額いたします。

■子どもの均等割軽減（案）の財源

○特別交付金（県繰入金）の活用

県は、賦課方式を2方式に改正した市町村に対する交付金として、20歳未満の被保険者数を基に総額5億円を案分することを決定しました。この交付金は、1年や2年で廃止されるものではないと、県から回答をいただいております。

龍ヶ崎市が2方式に改正した場合の交付金額は、約12,500,000円となる見込みです。

○国民健康保険支払準備基金の活用

当該年度の国民健康保険税の収入が予定額に達しない（不足した）場合は、基金を活用して対応することを検討しております。

○国民健康保険支払準備基金見込額（令和3年度決算時）

	金額	備考
令和2年度決算時	293,000,000円	
令和3年度当初予算	44,000,000円	
令和3年度追加分	115,000,000円	令和3年度繰越金
見込額計	452,000,000円	

■税率改正の考慮事項

○被保険者の所得額の推移

⇒新型コロナウイルス感染症の影響を考慮します。

○被保険者数の推移

⇒毎年、右肩下がりの状況となっており、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者となるため、これまで以上の減少が見込まれます。

⑥ モデルケースによる税率シミュレーション

○標準保険料率（令和3年度）

		標準保険料率
医療給付費分	所得割	4.41%
	均等割	25,900円
後期高齢者支援金分	所得割	2.54%
	均等割	14,600円
介護納付金分	所得割	2.27%
	均等割	16,600円

○子どもの均等割軽減：18歳以下の子どもの均等割全額軽減

■世帯所得【0円】

軽減	固定資産税	人数	介護	子ども	現行保険税率	標準保険料率	改正後
7	0	1	1	0	18,900	16,900	▲2,000
	50,000				30,500		▲13,600
	100,000				42,000		▲25,100
	0	2	2		30,100	34,100	+4,000
	50,000				41,700		▲7,600
	100,000				53,200		▲19,100
	0	3	2		37,800	46,300	+8,500
	50,000				49,400		▲3,100
	100,000				60,900		▲14,600
	0	4	0	2	38,800	24,200	▲14,600
	50,000				50,400		▲26,200
	100,000				61,900		▲37,700

■世帯所得【1,000,000円】

軽減	固定資産税	人数	介護	子ども	現行保険税率	標準保険料率	改正後	
無	0	1	1	0	116,600	109,500	▲7,100	
	50,000				128,200		▲18,700	
	100,000				139,200		▲29,700	
2	0	2	2		133,700	143,700	+10,000	
	50,000				145,300		▲1,600	
	100,000				156,800		▲13,100	
5	0	3			2	116,300	129,700	+13,400
	50,000					127,900		+1,800
	100,000					139,400		▲9,700
	0	4	0	109,900	80,000	▲29,900		
	50,000			121,500		▲41,500		
	100,000			133,000		▲53,000		

■世帯所得【2,000,000円】

軽減	固定資産税	人数	介護	子ども	現行保険税率	標準保険料率	改正後	
無	0	1	1	0	210,000	201,700	▲8,300	
	50,000				221,600		▲19,900	
	100,000				233,100		▲31,400	
	0	2	2		247,200	258,800	+11,600	
	50,000				258,800		0	
	100,000				270,300		▲11,500	
	0	3			2	273,000	299,300	+26,300
	50,000					284,600		+14,700
	100,000					296,100		+3,200
2	0	4	0	228,200	173,800	▲54,400		
	50,000			239,800		▲66,000		
	100,000			251,300		▲77,500		

■世帯所得【3,000,000円】

軽減	固定資産税	人数	介護	子ども	現行保険税率	標準保険料率	改正後
無	0	1	1	0	303,400	293,900	▲9,500
	50,000				315,000		▲21,100
	100,000				326,500		▲32,600
	0	2	2		340,600	351,000	+10,400
	50,000				352,200		▲1,200
	100,000				363,700		▲12,700
	0	3	2		366,400	391,500	+25,100
	50,000				378,000		+13,500
	100,000				389,500		+2,000
	0	4	0		333,500	259,500	▲74,000
	50,000				345,100		▲85,600
	100,000				356,600		▲97,100

■シミュレーション結果

○負担増

- ⇒高額所得の世帯
- ⇒被保険者数が多い（子ども以外）世帯

○負担減

- ⇒固定資産税（高額）が賦課されている世帯
- ⇒被保険者が1人の世帯
- ⇒18歳以下の子どもがいる世帯

令和3年度 国保事業費納付金と標準保険料率（確定計数）

茨城県から提供（令和3年1月13日付）の令和3年度納付金算定結果帳票を基に作成

茨城県

県全体の医療分+支援金分+介護分：約2,354億円

※令和元年度の実績×確定計数（各収支項目の伸び率）※国が決定

参考：令和2年度 約2,354億円 ▲28億円

- (+) 特別高額医療拠出金、地方単独事業減額調整 etc
- (▲) 国負担金、調整交付金、高額医療負担金、県向け保険者努力支援 etc

県全体の納付金基礎額：約777億円

参考：令和2年度 約824億円 ▲47億円

按分

※市町村ごと医療指数および所得計数により案分

龍ヶ崎市

市の納付金基礎額 2,049,252,860円

(医療分) 1,302,907,102円 + (支援金分) 565,907,882円 + (介護分) 180,437,876円

参考：令和2年度 2,158,040,214円 ▲108,787,354円

- (+) 審査支払手数料、地方単独事業減額調整
- (▲) 高額医療負担金、共同事業負担金、交付金・納付金精算、特別調整交付金
- (▲) 激変緩和措置 (259,297,571円)

国保事業費納付金 **1,695,396,195円**

(医療分) 1,032,025,660円 + (支援金分) 503,676,465円 + (介護分) 159,694,070円

参考：令和2年度 1,783,127,418円 ▲87,731,223円

- (+) 出産一時金、葬祭費、保健事業費 etc
- (▲) 保険者支援（税軽減分）、特定健診負担金、法定繰入
- (▲) 県繰入、保険者努力支援（事業評価）

※今回の不算入項目

- (+) 総務費
負担金等の返還 etc
- (▲) 過年度保険料
職員給与等繰入
法定外繰入
負担金等の追加 etc

必要保険料総額 **1,465,997,925円**

(医療分) 840,841,923円 + (支援金分) 473,218,774円 + (介護分) 151,937,228円

参考：令和2年度 1,535,639,351円 ▲69,641,426円

標準保険料率（市町村算定方式）と現行税率の比較

	医療分				支援金分				介護分	
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
標準保険料率	4.76	14.43	12,409	11,716	2.92	6.26	6,241	6,448	2.39	14,764
現行保険税率	5.80	18.40	19,800	19,800	2.14	4.70	6,000	6,600	1.40	11,400
対比	▲1.04	▲3.97	▲7,391	▲8,084	+0.78	+1.56	+241	▲152	+0.99	+3,364

※この標準保険料率（市町村算定方式）と現行税率の比較は、一般被保険者分算定結果を基に作成

納付

令和3年度第1回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会
事前質問に対する回答

議事第1号

「龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正について」

①茨城県国民健康保険運営方針の一部改正

国民健康保険税賦課方式を4方式から2方式に変更することで、保険税収入の減少はどの程度になりますか。(資産割・平等割の金額)

■令和2年度決算時

	調定額	収納額 (収納率93%)
資産割	108,472,000円	100,878,960円
平等割	241,945,000円	225,008,850円
合計	350,417,000円	325,887,810円

■令和3年度本算定時

	調定額	収納額 (収納率93%)
資産割	100,543,000円	93,504,990円
平等割	219,051,000円	203,717,430円
合計	319,594,000円	297,222,420円

※調定額は限度超過額を差し引く前の額になります。

現在「茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、将来的に県内の保険料の統一を目指し検討が進められていますが、今回の賦課方式の変更、子どもの均等割軽減を含め、県・市の方向性(考え方)、課題を教えてください。

茨城県は、将来的な「保険料水準の統一」に向け検討を進めておりますが、現状では、医療提供体制や県内市町村ごとの医療費水準に差があるなどの課題があり、まずは「賦課方式の統一」を進めております。

また、各市町村が単独で行っている事業や保健事業等の内容を整理し、市町村事務の標準化、均一化も図っております。

③令和3年度国民健康保険事業費納付金と標準保険料

令和3年度予算（又は令和2年度）の一般被保険者国民健康保険税の項目別金額、及び税率改正（案）の試算内容について教えてください。（子どもの均等割軽減前）
（収納率は実績値、人員構成は令和3年度（又は令和2年度）と同様で結構です。）

■令和2年度本算定時データ

		現年課税	税率改正（案）	比較
医療給付費分	所得割	576,242,497	444,349,254	▲131,893,243
	資産割	73,862,350	—	▲73,862,350
	均等割	260,129,053	340,269,822	80,140,769
	平等割	150,428,569	—	▲150,428,569
後期高齢者 支援金分	所得割	210,019,460	243,939,455	33,919,995
	資産割	18,636,812	—	▲18,636,812
	均等割	78,826,986	191,812,332	112,985,346
	平等割	50,142,856	—	▲50,142,856
介護納付金分	所得割	47,703,897	74,084,681	26,380,784
	均等割	45,641,610	66,460,590	20,818,980
合 計		1,511,634,090	1,360,916,134	▲150,717,956

※現年課税、税率改正（案）の額については、それぞれ算出した調定額に収納率93%を乗じた額になります。

⑤税率改正及び子どもの均等割軽減（案）

【子どもの均等割について（18歳以下）】

- ①資料では、令和2年度均等割総額（法定軽減後）約30,000,000円となっていますが、令和3年度でも同様でしょうか。
- ②税率改正（案）で試算した、均等割金額合計を教えてください。

①令和3年度本算定時

人数：約1,400人 均等割総額（法定軽減後）：約26,000,000円

②均等割総額（法定軽減後）：約42,500,000円

※粗々な試算となります。

【新たな財政支援について】

令和4年度より、子どもの均等割軽減を図った場合の支援金について、国・県の支援金についての説明がありましたが、18歳以下の子どもの均等割を無くした場合、市の負担はどの位になりますか。

■税率改正（案）試算

18歳以下の子ども均等割総額	42,500,000円
未就学児5割軽減（国・県負担金）	▲3,000,000円
特別交付金（県繰入金）	▲12,500,000円
市負担額	27,000,000円

【後期高齢者について】

- ①団塊の世代が後期高齢者になることにより被保険者の減少の程度はどのくらいですか。
 ②一定の所得がある後期高齢者を対象に2022年度後半から医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる法律が成立しましたが、これにより、「後期高齢者支援金」の引き下げにつながると思われませんが、どの程度の引き下げが可能となるか教えてください。

①被保険者数（令和3年6月30日現在）

	74歳	73歳	72歳	71歳	70歳	合計
男性	477人	535人	502人	448人	403人	2,365人
女性	547人	546人	542人	519人	516人	2,670人
合計	1,024人	1,081人	1,044人	967人	919人	5,035人

※令和4年度から毎年約1,000名が後期高齢者医療保険に移行予定です。

○全被保険者数：17,811人

○70歳から74歳被保険者数：5,035人（割合：28.27%）

②【後期高齢者医療保険】窓口負担割合の見直しに係る被保険者数

（令和3年6月30日現在：広域連合通知より）

全被保険者	1割負担		3割負担	
	被保険者	割合	被保険者	割合
10,388人	9,737人	93.73%	651人	6.27%



1割負担の被保険者の約26%が2割負担（候補）になる見込み。

全被保険者	1割負担		2割負担（候補）		3割負担	
	被保険者	割合	被保険者	割合	被保険者	割合
10,388人	7,209人	69.40%	2,528人	24.33%	651人	6.27%

後期高齢者支援金の引き下げについては、現時点で推し量ることは難しいですが、引き続き国や県からの情報等に注意を払ってまいります。

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響で所得が減少し、保険税の収入が減少することはあります
 ②令和4年度も新型コロナウイルスの影響が続くと思われます。税率改正の際は、新型コロナウイルスの影響についても考える必要があると思います。

①新型コロナウイルス感染症の影響

国民健康保険税調定額（令和3年度）については、あまり影響はありませんでした。

しかし。国民健康保険医療費および特定健診受診者数（令和2年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度と比べかなり減少いたしました。

○国民健康保険税（本算定時）

	令和2年度	令和3年度	比較
調定額	1,602,425,500円	1,576,296,100円	▲26,129,400円
			0.984

○国民健康保険医療費

	令和元年度	令和2年度	比較
費用額	5,964,385,646円	5,657,772,384円	▲306,613,262円
			0.949

○特定健診（集団健診・医療機関健診・人間ドック）

	令和元年度	令和2年度	比較
受診者数	4,470人	3,385人	▲1,085人
			0.757

②新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得額の減少も考慮し、保険税率を決定したいと考えております。

⑥モデルケースによる税率シミュレーション

税率改正（案）で試算した場合、令和3年度より、保険税が増額する世帯数及び税額はどの程度になりますか。

令和3年度本算定時データを税率改正（案）の保険税率で試算する場合、データの一部を加工する必要があるので、今回の運営協議会での報告が間に合いませんでした。

大変申し訳ございませんが、10月開催予定の第2回運営協議会で報告させていただきます。